

20240426 【安全対策情報】セブ旅行にあたっての旅行代理店の利用について

【ポイント】

- セブ渡航にあたり、現地ツアーに参加するため旅行代理店を利用する場合にはフィリピン政府観光省より認可を受けた旅行代理店を利用してください。

【本文】

セブ渡航にあたり、現地ツアーに参加するため旅行代理店を利用する場合には、フィリピン政府観光省より認可を受けた旅行代理店を利用してください。認可を受けていない代理店を利用して、万が一事故などに巻き込まれた場合には補償など受けられない可能性もあります。

- 在日フィリピン観光省 HP

<https://philippinetravel.jp/>

.....

○この情報は、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録をお願いします。

○災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

- 在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：（市外局番 032） 231-7321

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html